

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年10月26日

千葉県監査委員	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総総第1000号

令和4年10月24日

千葉市監査委員 宮原清貴  
同 岩井雅夫 様  
同 三瓶輝枝

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第8号、令和2年度監査報告第10号並びに令和3年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 出資団体</p> <p>(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団</p> <p>ア【団体】競争見積を実施すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公益財団法人千葉市文化振興財団契約規程によると、随意契約に付そうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。また、執行予定金額が10万円未満の契約の場合は、運用により一者での随意契約を可能としている。</p> <p>今回の監査において、支出関係書類を確認したところ、一括発注が可能な案件であるが、一契約を10万円未満に分けて一者随意契約としている次に掲げる事例が見受けられた。</p> <p>a 同時期に同種の消耗品を複数回に分けて発注しているもの。</p> <p>b 事務用封筒を複数回に分けて発注しているもの。</p> <p>c 同一事業のポスターとチラシを分けて発注しているもの。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>これらの事例については、一括発注し複数の者から見積書を徴することにより競争性が発揮され経費削減が期待できることから、財団は契約規程等に基づき競争見積を実施されたい。</p>	<p>競争見積については、令和3年4月1日付けで事務局長から職員に対し、一括発注に留意し、複数の者から見積書を徴するよう周知徹底し、以降適正に実施している。</p>
<p>イ【団体】正味財産増減計算書の会計処理を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>「公益法人会計基準について」によると、貸借対照表や正味財産増減計算書は総額主義の原則を適用し、相殺することによって全部又は一部を除去してはならないと公益法人会計基準注解に示されている。</p> <p>しかしながら、事務用封筒に印刷製</p>	<p>正味財産増減計算書の会計処理については、令和3年4月1日付けで事務局長から職員に対し、会計処理を適正に行うよう周知徹底を図った。なお、令和3年度から、広告料収入と印刷製本費を別計上し、適正な会計処理を行っている。</p>

<p>本受注者の広告が掲載されており、広告掲載収入があるにもかかわらず、その収入を計上せず印刷製本費と相殺していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>正味財産増減計算書は、一事業年度における正味財産すべての増減内容を明瞭に表示するものであることから、財団は総額主義の原則に基づき会計処理を適正に行われたい。</p>	
<p>ウ【団体】現金の預入れ及び小口現金の保管を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公益財団法人千葉県文化振興財団経理規程によると、収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れるものとされている。また、小口現金の額は、各所属において60万円を限度とするとされている。</p> <p>今回の監査において、市民会館及び文化センターの現金の管理状況を確認したところ、収納した現金の預入れが速やかに行われておらず、また、小口現金も限度額を超えて保管している状況が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>収納した金銭の預入れは、規程に基づき速やかに行われたい。また、小口現金の保管については限度額を超えることのないよう、管理体制を見直されたい。</p>	<p>小口現金の保管及び現金の預入れについては、令和3年4月1日付け及び令和4年4月8日付けで事務局長から職員に対し、経理規程に基づき適正に保管するよう周知徹底し、以降、適正に管理運用している。</p>
<p>2 財政援助団体</p> <p>(1) 千葉市を美しくする会</p> <p>ア【団体】経理規定等を整備すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>今回の監査において、千葉市を美しくする会の経理関係書類を確認したところ、現金を取り扱う機会が多いにもかかわらず、公金の前渡資金整理簿に対応する帳簿が作成されていなかった。</p>	<p>経理規程等の整備については、令和4年4月8日付けで千葉市を美しくする会経理要綱を制定した。その中で、小口現金による支払を定め、小口現金出納帳を整備するとともに、管理監督者によるチェックを行うこととした。</p>

た。また、支払事務において立替払による支出が見受けられたが、具体的な取扱基準やチェック体制が整備されていなかった。

(イ) 指摘

経理事務については、作成すべき帳簿類を定めるなど、公金に準じた経理規程等を整備されたい。また、立替払については必要最低限に努めるとともに、管理監督者によるチェック体制を整備されたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 出資団体</p> <p>(1) 千葉市住宅供給公社</p> <p>ア 【団体】財務諸表を適正に作成すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市住宅供給公社の会計については、同公社会計規程により、地方住宅供給公社会計基準に従うものとされている。</p> <p>同会計基準によると、財務諸表として附属明細表の作成が求められているが、同公社においては、附属明細表のひとつである設立団体との取引明細が作成されていなかった。また、財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならないとされているが、注記すべき会計方針のうち、固定資産の減価償却の方法についての記載が漏れていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>財務諸表については、地方住宅供給公社会計基準に基づき、適正に作成されたい。</p>	<p>財務諸表については、令和 3 年度決算から設立団体との取引明細の作成及び固定資産の減価償却の方法に関する注記をし、適正に作成している。</p>
<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>(2) Fun Space・オーチャー共同事業体及びちばアートウインド運営企業体</p> <p>ア 【団体】事業報告書を適正に作成すべきもの</p> <p>イ 【所管部局】事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>各コミュニティセンターの管理運営の基準によると、事業報告書には再委託を行った業務を記載することとされているが、再委託を行っているにもかかわらず、指定管理者から提出された事業報告書にはその旨の記載がなかった。</p>	<p>【団体】</p> <p>事業報告書については、令和 3 年度から規定等に基づき適正に作成している。</p> <p>【所管部局】</p> <p>事業報告書については、規定等に基づき適正に作成するよう、令和 4 年 3 月に指定管理者に対し指導を行った。また、指定管理者からの提出書類について、すべて適正に作成さ</p>

(イ) 指摘

指定管理者は、規定等に基づき事業報告書を適正に作成されたい。また、所管部局においては、指定管理者からの提出書類が適正に作成されているか確認するとともに、必要な指導を行われたい。

れていることを確認した。